

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(10)

## 目次

### 訓令

○富山県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

1

## 訓令

富山県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

### 富山県訓令第4号

本 庁

富山県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

富山県農業共済組合検査規程（平成21年富山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第142条の2から第142条の4まで」を「第209条第1項から第3項まで」に改める。

第2条第1号中「第142条の2から第142条の4まで」を「第209条第1項から第3項まで」に改める。

第3条中「農業災害補償制度」を「法第2条第1項に規定する農業共済事業」に改める。

第11条の見出し中「提示」を「携行」に改め、同条第2項中「及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする」を「を提示するとともに、検査員であることを証する身分証明書を携行しなければならない」に改める。

第17条第4項中「第142条の4」を「第209条第3項」に改める。

様式第1号中「農業災害補償法第142条の2（第142条の3、第142条の4）」

を「農業保険法第209条第1項（第2項、第3項）」に改める。

様式第2号表面中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改め、同様式裏面1中「携帯」を「携行」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(農業経営課)